

見直しに向けた研究課題等の洗い出し 大分類J 建設・採掘従事者

1 説明

建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものをいう。

ただし、建設機械を操作する仕事に従事するものは、大分類I〔輸送・機械運転従事者〕に分類される。

2 分類の体系

J 建設・採掘従事者

建設工事のうち躯体関係	…65 建設躯体工事従事者
(〃)のうち躯体以外	…66 建設従事者(65を除く)
電気工事	…67 電気工事従事者
土木工事	…68 土木作業従事者
採掘・採取	…69 採掘従事者

3 第5回改定における見直し

- ・旧I-生産工程・労務作業者を分割し、【I-3 採掘・建設・労務作業者】から労務作業者を除いたものに、【I-2 定置機関運転・建設機械運転・電気作業者】から【小分類 74 電気作業者】を加えて、J-建設・採掘従事者を新設。

現行(平成21年設定)	旧(平成9年改定)	備考
大分類 J-建設・採掘従事者		旧Iを分割して新Jへ
65 建設躯体工事事業者	76 建設躯体工事作業者	改称
651 型枠大工	761 型枠大工	
652 とび職	762 とび職	
653 鉄筋作業従事者	763 鉄筋作業者	改称
66 建設従事者(建設躯体工事事業者を除く)	77 建設作業者(建設躯体工事作業者を除く)	改称
661 大工	661 大工	
662 ブロック積・タイル張従事者	662 ブロック積・タイル張作業者	改称
663 屋根ふき従事者	663 屋根ふき作業者	改称
664 左官	664 左官	
665 畳職	665 畳職	
666 配管従事者	666 配管作業者	改称

669 その他の建設従事者	669 その他の建設作業者	改称
67 電気工事従事者	74 電気作業者	旧 74 から移設
671 送電線架線・敷設従事者	742 送電線架線・敷設作業者	旧 742 から移設
672 配電線架線・敷設従事者	743 配電線架線・敷設作業者	旧 743 から移設
673 通信線架線・敷設従事者	744 通信線架線・敷設作業者	旧 744 から移設
674 電気通信設備工事従事者	745 電気通信設備工事作業者	旧 745 から移設
679 その他の電気工事従事者	746 電気工事作業者	旧 746 から移設
68 土木作業従事者	78 土木作業従事者	
681 土木従事者	781 土木作業者	改称
682 鉄道線路工事従事者	782 鉄道線路工事作業者	改称
683 ダム・トンネル掘削従事者	754 ダム・トンネル掘削作業者	旧 754 から移設
69 採掘従事者	75 採掘作業者	旧 75 から移設
691 採鉱員	751 採鉱員	旧 751 から移設
692 石切出従事者	752 石切出作業者	旧 752 から移設
693 砂利・砂・粘土採取従事者	753 砂利・砂・粘土採取作業者	旧 753 から移設
699 その他の採掘従事者	759 その他の採掘作業者	旧 759 から移設

4 第5回改定の検討過程と反映されなかったご意見

- ・ある程度の技術や熟練が必要な建設・採掘作業者の区分

5 本改定に向けたヒアリング等で寄せられた意見

- ・説明及び内容例示の見直し

6 ISCO-08、厚生労働省編職業分類との比較

(1) ISCO-08との比較

- ・ISCO-08では、スキルレベルに応じて熟練従事者と単純作業の従事者を区分。

(2) 厚生労働省編職業分類との比較

- ・中分類レベルでの対応関係を整理すると次のとおり。

日本標準職業分類	厚生労働省編職業分類
大分類 J-建設・採掘従事者	大分類 14 建設・土木・電気工事の職業

第3回職業分類改定研究会
資料4

65 建設躯体工事事業者	090 建設躯体工事の職業
66 建設従事者（建設躯体工事事業者を除く）	091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
67 電気工事従事者	094 電気・通信工事の職業
68 土木作業従事者	092 土木の職業
69 採掘従事者	093 採掘の職業